

## 社会保険庁と厚生年金基金の年金記録の突き合せに関する要望（再要望）

標記につきましては、平成19年12月21日付で別添のとおり要望させていただいたところですが、平成20年2月12日に開催された企業年金連合会の政策委員会厚生年金基金小委員会における議論を踏まえ、下記のとおり再度要望事項をとりまとめましたので、その実現方につき特段のご配慮をお願いします。

### 記

#### 1. 突き合せに要する費用の取扱い

##### (1) 突き合せに係る費用の国の応分の負担

今回の年金記録の突き合せで厚生年金基金（以下「基金」という。）の記録を整備することにより、社会保険庁の管理する公的年金の記録の整備に結び付くことが考えられるので、突き合せに要する費用については、国において応分の負担をしていただきたい。

##### (2) 積立不足時の年金経理からの繰入れ

突き合せに要する基金の費用について、多くの基金において、年金経理からの繰入れを必要としているが、運用環境の悪化等により基金の財政運営も困窮することが予想されるので、時限的な特例措置として積立不足時の年金経理からの繰入れを認めていただくよう、所要の措置を講じていただきたい。

#### 2. 掛金徴収と給付の取扱い

(1) 事業主が加入員から免除保険料を徴収したにもかかわらず、基金へ納付せず、かつ時効により掛金の徴収権が消滅している場合、下記のいずれかの対応をお願いしたい。

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」と同様に当該掛金相当額を国庫負担していただく措置を講じていただきたい。

最低責任準備金について、特例的に取り扱われるよう所要の措置を講じていただきたい。

(2) 仮に、上記(1)の措置が講じられない場合、基金に掛金が納付されていないにもかかわらず、基金が年金給付を強いられることは、設立事業所間で不公平が生じることとなり、年金制度の根幹に関わる問題と考える。したがって、次期法律改正時など早急に厚生年金保険法(以下「法」という。)第75条の規定を基金にも適用すべく対応していただきたい。

### 3. 掛金徴収に係る消滅時効の取扱い

近年の判例では、民法第166条の消滅時効について「権利行使が現実期待できるようになった時から進行する」とされるものもあることから、法第75条の規定が基金へ適用されない限りにおいて、消滅時効について基金が法的手段をとることは、基金の判断によるものと取り扱われるようにしていただきたい。

### 4. 記録の不一致防止のための措置

今後、社会保険庁と基金の記録の不一致が生じないようにするための方策として、例えば、基金設立事業所の事業主に係る法第27条の届出事項に「加入している基金名」などを追加することにより、法第29条の規定による社会保険庁から事業主への通知を基金にも行うように所要の措置を講じていただきたい。

平成20年3月4日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

厚生労働省年金局長

渡邊 芳樹 殿

## 社会保険庁と厚生年金基金の年金記録の突き合せに関する要望及び確認について

平成20年度から実施されることとなる社会保険庁と厚生年金基金の年金記録の突き合せについては、基金の適正な記録管理の観点から、大変重要なことと認識しているが、厚生年金基金の運営や財政に大きな影響を与えるものと考えられます。

今般、企業年金連合会に設置されている政策委員会厚生年金基金小委員会において、本突き合せの円滑な実施という観点から、下記のとおり要望及び確認事項をとりまとめましたので、その実現方につき特段のご配慮をお願いします。

なお、厚生年金基金における平成20年度の予算編成や突き合せに取り組む体制の構築にも大きく影響を与えることから、予算に関連する事項及び事務取扱の詳細については早期に回答いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 要望事項

##### (1) 基金の実情に応じた取扱い

- ・ 今回の記録の突き合せは、その実施時期や、不一致が生じた場合の調査方法等については、基金の実情に応じた取扱いが可能となるようにしていただきたい。
- ・ 社会保険庁と基金の記録が不一致の場合、基金や事業所が保有する書類が証拠書として十分な根拠がある場合には、それに基づいて社会保険庁の記録を訂正する取扱いとされたい。
- ・ 社会保険庁と基金の記録が不一致の場合、基金は事業所の協力を得て正しい記録を確認することとなるが、事業所がなくなっている場合も考えられるので、基金が保有している書類のみでの調査など、各基金の実情に応じた方法で調査することとしたい。

## ( 2 ) 事務処理に係る事前調整等

基金における突き合せ作業を円滑に行うためには、事務処理要領及び提供されるデータフォーマット等の案を早期に示し、関係者との意見調整が可能となるようにしていただきたい。

## ( 3 ) 突き合せに要する費用の取扱い

今回の記録の突き合せは、基金の記録のみならず社会保険庁の記録の正確性を確認する意味もあることから、突き合せに要する費用については、その全額を基金が負担すべきものではないと考えられるので、国において応分の負担をしていただきたい。

また、突き合せに要する基金の費用については、事務費を活用するほか、適正な年金給付を行うために必要な経費であることから、年金積立金として必要な額が積み立てられていない場合も含め、年金経理からの繰入れを認めていただきたい。

## ( 4 ) 掛金徴収と給付の取扱い

調査の結果、社会保険庁には記録があるが基金に記録がない場合（基金に掛金が納付されていない場合）にも、基金は社会保険庁の記録に合わせ、給付しなければならないのか。

給付しなければならないとすると、基金は記録を追加し事業所から掛金を徴収することとなるが、倒産事業所などで掛金を徴収することが不可能な場合には、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した被保険者期間の保険給付は行わないという厚生年金保険法第75条の規定を基金にも適用するか、または、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」のように国からの財源の手当てを行うなどの措置を講じていただきたい。

## ( 5 ) 記録の不一致防止のための措置

社会保険庁の記録と基金の記録に不一致が生じる主たる原因は、現行制度上、事業主は社会保険庁と基金に別々に加入員等の届出を行うこととされていることにある。したがって、今後、社会保険庁と基金の記録の不一致が生じないようにするためには、社会保険庁が資格取得や標準報酬等に関する確認決定を事業主と基金の両方に通知するように改めるなど、社会保険庁と基金の記録が一致するように制度変更を行っていただきたい。

## 2 . 確認事項

### ( 1 ) 時効の取扱い

今回の記録の突き合せにより、事業主が資格取得等の届出を社会保険庁へは届けたにもかかわらず、基金には届け出なかった事実が発覚した場合、発覚した時点から掛金の消滅時効が起算されるのか。

### ( 2 ) 上乗せ部分の取扱い

基本プラスアルファ部分及び加算部分は、事業所からの届出がないため基金が掛金を徴収していない場合は、給付する必要はないと考えて差し支えないか。

平成19年12月21日

企業年金連合会

理事長 加藤 丈夫

厚生労働省年金局長

渡邊 芳樹 殿